

日南市男女共同参画社会づくり審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、日南市男女共同参画社会づくり条例（平成19年条例第6号。以下「条例」という。）第17条に規定する日南市男女共同参画社会づくり審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

- （1） 学識経験者
- （2） 企業及び各種団体の関係者
- （3） 公募による市民

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係人の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、協働推進課において処理する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。